

令和8年第3回甲賀市議会定例会
請 願 文 書 表

受理 番号	受理 年月日	件名	請願者氏名	要旨	紹介議員	付託 委員会
第2号	R8.5.28	「改憲反対、平和憲法を守る」よう政府への意見書を求める請願書	戦争させない甲賀市民の会 共同代表 甲賀市土山町前野541番地 安井直明 甲賀市甲賀町高野932番地 大林 清 甲賀市甲南町新治953番地 岡崎幸男	別紙のとおり	西山 実 山岡光広 岡田重美	総務常任 委員会
第3号	R8.5.28	「小泉進次郎防衛大臣の辞任を求める」政府への意見書を求める請願書	戦争させない甲賀市民の会 共同代表 甲賀市土山町前野541番地 安井直明 甲賀市甲賀町高野932番地 大林 清 甲賀市甲南町新治953番地 岡崎幸男	別紙のとおり	西山 実 山岡光広 岡田重美	総務常任 委員会
第4号	R8.5.28	「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律（スパイ防止法）案」の制定を阻止することを求める請願	甲賀市土山町前野541番地 日本国民救援会甲賀支部 支部長 安井直明 甲賀市信楽町勅旨456番地 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟甲賀湖南支部 事務局長 小西喜代次	別紙のとおり	岡田重美 西山 実	総務常任 委員会

2026年5月26日

甲賀市議会議員 戎脇 浩 様



請願者 戦争させない甲賀市民の会

共同代表

住所 甲賀市土山町前野 541

安井 直明

住所 甲賀市甲賀町高野 932

大林 清

住所 甲賀市甲南町新治 953

岡崎 幸男

紹介議員

西山 泉
山岡光広
岡田 望美

「改憲反対、平和憲法を守る」よう政府への意見書を求める請願書

(請願趣旨)

今年、憲法施行から79年、改憲と「戦争国家づくり」の危険がかつてなく高まるもとで迎えています。世界では、ロシアによるウクライナ攻撃、アメリカとイスラエルのイラン攻撃など、広がる戦火に世界中の多くの人々が心を痛み、「平和を」の声をあげるなかで迎えました。それだけに、日本国憲法第9条の値打ちがいまほど輝いているときはありません。

私達「戦争させない甲賀市民の会」は、2014年の集団的自衛権行使容認の閣議決定、2015年の戦争法強行採決に抗議し、立憲主義を守ろうと運動を進めてきました。

高市首相は、今年4月の自民党大会で「1年をめどに改憲発議を行えるようにしたい」と発言しました。しかし、憲法は、主権者国民が権利や自由を守るために国家権力を縛るものであり、政権や与党が改憲をおおること自体許されません。

いま、「戦争反対、憲法まもれ」という国民の世論と運動が急速に広がり、全国津々浦々で、多くの市民が声をあげ、9条改憲に反対する大規模な署名運動などに取り組んでいます。

(請願事項)

「改憲反対、平和憲法を守る」よう政府への意見書の採択をお願いします。

2026年5月 28 日

甲賀市議会議長

戎脇 浩 様

「小泉進次郎防衛大臣の辞任を求める」政府への意見書を求める請願書



請願者 戦争をさせない甲賀市民の会
共同代表

住所 甲賀市土山町前野 541

安井 直明

住所 甲賀市甲賀町高野 932

大林 清

住所 甲賀市甲南町新治 953

岡崎 幸男

紹介議員

西山 果
山岡光広
岡田重美

(請願趣旨)

2026年4月12日 第93回自民党大会が開かれた。そのステージ上で国歌斉唱の役を任じられたのは、自衛隊の制服で身をまとった現役の陸上自衛隊員であった。

自衛隊法第61条では、自衛隊の政治的行為の制限に関して、自衛隊員が制服を着用したまま特定の政党、とりわけ政権与党の最高意思決定機関である党大会に参加することは、この条文に抵触するのではないかと疑念が持たれている。

小泉進次郎防衛大臣は、記者会見や国会答弁で「自衛隊法違反には当たらない」といい、その理由について、「職務ではなく、私人として旧知の民間人からの依頼を受けて国歌斉唱をした」と説明をしているという。

小泉進次郎防衛大臣は、防衛省のトップとして自衛隊の運用管理の責任者としては不適切な言動であった、と言わざるを得ない。

憲法99条は、国会議員、公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。

また、憲法15条2項、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。これらのことから、小泉防衛大臣は辞任すべきである。

(請願事項)

小泉進次郎防衛大臣は真摯な反省がない、よって、辞任を求めるものであり、政府への意見書の採択をお願いします。

「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律(スパイ防止法)案」
の制定を阻止することを求める請願

2026 (令和8年) 年5月28日

甲賀市議会議長
戒脇 浩様

請願者

日本国民救援会甲賀支部 支部長 安井直明
代表者住所 甲賀市土山町前野 541

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟甲賀湖南支部
事務局長 小西喜代次
代表者住所 甲賀市信楽町勅旨 456

紹介議員

岡田 重美
西山 実



【請願の趣旨】

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律は、41年前に国民各界各層の猛反対の前に廃案となっているものです。この度、政府によって「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が装いを新たにして、国会に提出されようとしています。

国家秘密を保護するためのこの種の立法は、国民の基本的な人権とも重大なかわりをもつものであり、看過できないものがあります。

すでに2013年(平成25年)に特定秘密保護法が、2017年(平成29年)に共謀罪法が、さらに2024年(令和6年)には重要経済安保情報保全法が、続けて2025年(令和7年)には能動的サイバー防御法があいついで成立しています。

新たな「スパイ防止法案」は、屋上屋を架す以外の何ものでもないといえます。現在国会では、政府の情報活動機能を強化する「国家情報会議」設置法案、「スパイ活動」の司令塔として「国家情報局」の新設法案が審議されています。これらの法案は、国民が一般的に情報収集する活動が、監視される恐れがあります。憲法が保障する基本的な人権などが侵害され、国民監視と国による情報隠しが加速されるといえます。

したがってこれらの「法律案」の制定を阻止するよう求めます。

【請願事項】

甲賀市議会において、国に対し「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律(スパイ防止法)案」の制定を阻止することを求める意見書を関係機関に提出するよう求める。

以上